

兵庫県水道事業のあり方懇話会開催要綱

1 目的

県内水道事業体が抱える人口減少等に伴う経営状況の変化、施設の計画的更新・耐震化への対応、専門人材の確保・育成等の対応方策、あり方などについて広く検討することを目的として、兵庫県水道事業のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 検討事項

懇話会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県内水道事業の現状把握と将来の見通しに関すること。
- (2) 県内水道事業のあり方に関すること。
- (3) 県内水道事業の健全な発展に関すること。
- (4) その他、県内水道事業のあり方に関して必要な事項に関すること。

3 運営

- (1) 懇話会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 懇話会の開催に係る構成員の招集は、健康福祉部長が行う。
- (3) 構成員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ健康福祉部長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (4) 懇話会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (6) 健康福祉部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (7) 懇話会は、公開とする。ただし、懇話会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
議事録、議事要旨及び懇話会資料は、原則として公開とする。

4 謝金・旅費

- (1) 構成員及び構成員の代理人が懇話会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金の支給については、別に定める。
- (3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

5 委任

この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

6 附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者等	佐 竹 隆 幸	関西学院大学教授
〃	鋏 田 泰 子	神戸大学大学院准教授
〃	岸 本 達 也	(株)神戸新聞社論説委員
市長会	蓬 萊 務	小野市長
町村会	戸 田 善 規	多可町長
水道事業者	水 口 和 彦	神戸市水道事業管理者
〃	長 井 元 典	姫路市水道事業管理者
〃	門 康 彦	淡路広域水道企業団企業長
〃	広 瀬 栄	養父市長
〃	遠 山 寛	上郡町長
用水供給事業者	山 中 敦	阪神水道企業団企業長
兵庫県	西 上 三 鶴	兵庫県企画県民部長
〃	太 田 稔 明	兵庫県健康福祉部長
〃	石 井 孝 一	兵庫県公営企業管理者